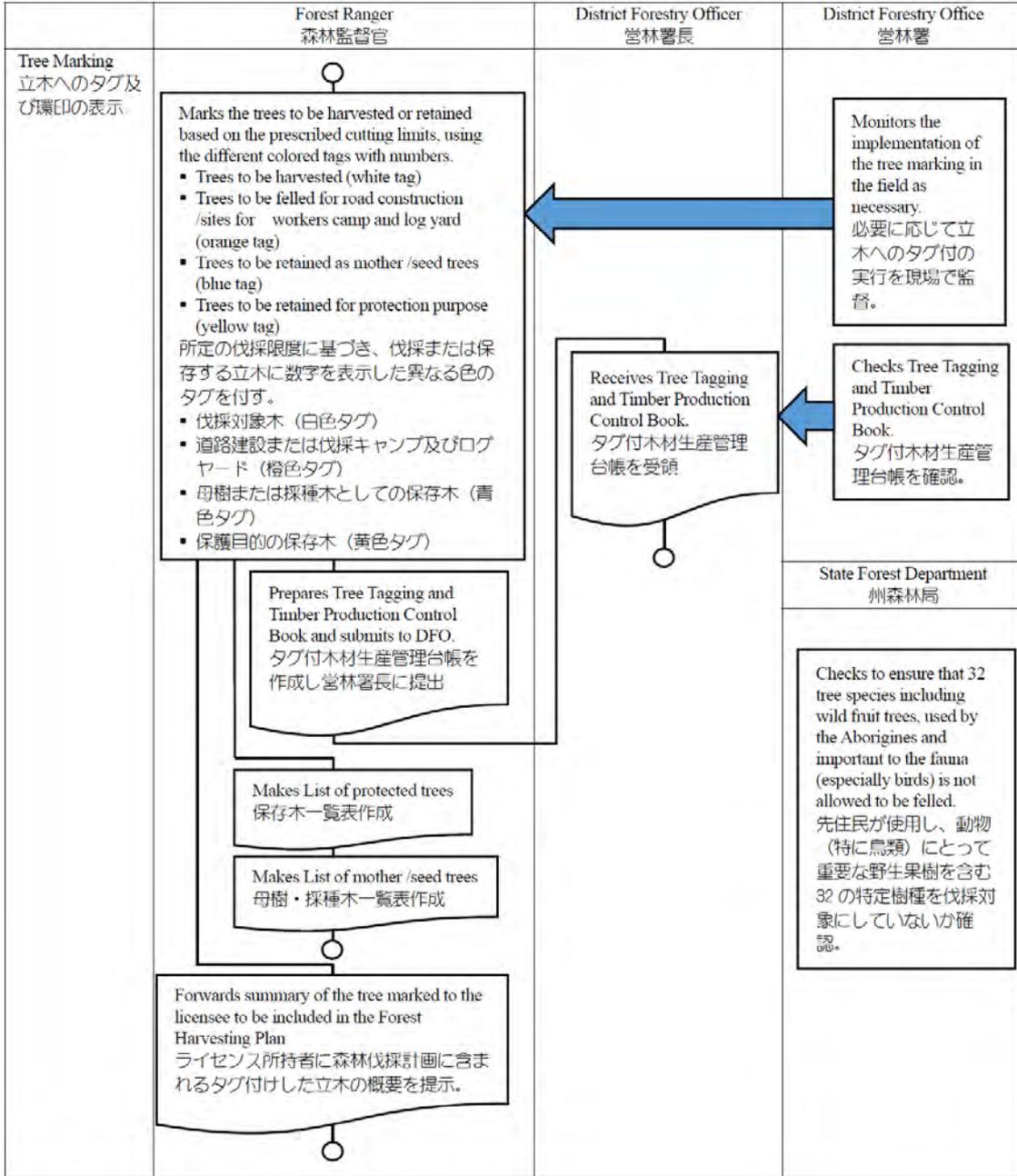


Tree Marking	立木へのタグ及び環印の表示
Sources of Timber: PF (excluding ITP)	木材の出所：州有林及び私有林（私有林のゴム林を除く）
Responsibility: State Forest Department (SFD)	所管：州森林局
*Omitted the criterion writing in this box.	*この欄への基準の記載は省略。



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c13 立木へのタグ及び環印表示手続き

【関係書類】

立木へのタグ及び環印の表示に用いる書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c18 立木へのタグ及び環印の表示に用いる書類

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
PF (excluding ITP) 永久林 (産業用造林を除く)	Tree Tagging and Timber Production Control Book タグ付木材生産管理台帳	Forest Ranger 森林監督官	District Forest Officer (Recipient) 営林署長 (受付) District Forest Office (Confirmation) 営林局 (確認)
	Summary of the tree marked to the licensee to be included in the Forest Harvesting Plan 森林伐採計画に含まれるタグ付した樹木の概要	Forest Ranger 森林監督官	Licensee ライセンス所持者
	List of Protected Trees 保存木一覧表	Forest Ranger (Management) 森林監督官 (作成・管理)	—
	List of Mother /Seed Tree 母樹・採種木一覧表	Forest Ranger (Management) 森林監督官 (作成・管理)	—

資料・監修：マレーシア木材産業庁

⑤木材生産管理

マレーシア木材合法性保証システムでは、木材の生産管理方法を永久林、州有林及び産業用造林以外の私有林と産業用造林に分けて伐採現場、貯木場及び森林検査ステーション別の手順を定めている。木材の生産管理は、州森林局の所管である。

A. 永久林、州有林及び産業用造林以外の私有林での木材生産管理

a. 伐採現場

ライセンス所持者は、伐採した丸太に表示しているタグ又は道路、労働者用キャンプ及び貯木場の建設により伐採された丸太であるかを確認し、丸太を伐採区域から貯木場に運搬する。

森林局の職員は、伐採現場で次の監督業務を行い、伐採作業の状況を営林署に報告する。

- 月例調査を実施し、基盤整備、伐採並びに環境及び森林保護を項目とするモニタリング報告書を作成し、営林署に報告する。
- ライセンス区域における月次伐採状況報告書を作成して営林署に提出するとともに、ライセンス区域の外側で伐採の痕跡がないか確認し、その結果をモニタリング報告書としてとりまとめ、営林署に提出する。

なお、伐採区域で伐採活動が完了したときは、森林局職員が検査を行い、完了報告書を作成して営林署に提出する。

b.貯木場

ライセンス所持者は、貯木場で丸太に分類タグを貼付する。さらに、永久林材には丸太タグを貼付する。森林局職員はこれら丸太へのタグ貼付を確認し、その後、ライセンス所持者は樹木タグ番号・木材生産管理台帳に丸太生産情報を記録し、丸太を森林検査ステーションに輸送する。

【樹木タグ番号・木材生産管理台帳】

樹木タグ番号・木材生産管理台帳は、森林検査ステーションでの木材の合法性確認のために最も重要な台帳である。森林検査ステーションは、伐採前に行われた立木資源調査で定めた許容伐採量に基づき、伐採対象木、母樹及び保存樹に表示したタグの記載内容、伐採対象木の材積及び一本の立木から採取する丸太の本数等の情報をこの台帳により管理している。

森林検査ステーションは、これらの情報と同ステーションに到着した丸太の照合を行い、合法性の確認を行うとともに丸太生産の進行管理を行っている。また、この照合結果を基に課徴金を決定して林産物移動許可証を発行するため、この台帳は木材合法性保証システムの森林部門における運営のガキを握っている。

樹木タグ番号・木材生産管理台帳の記載内容は、次により構成している。

- 表紙
- 作成者、検査者、検証者（氏名及び役職、署名、日付）。
- 請負業者及びライセンス保持者情報。
- タグを付けた樹木の概要。
- 樹木へのタグ表示及び木材生産管理に係る基本情報。
- 樹種別タグ表示情報
- 樹種別径級別本数及び推定材積の概要
- 母樹目録
- 保護樹目録
- 森林検査ステーションでの丸太検査結果詳報

A.表紙

表紙には、「樹木タグ番号・木材生産管理台帳」を表題として、永久保存林の名称、コンパートメント番号及びライセンス所持者の名前と住所を表示する。

B.作成者、検査者、検証者（氏名及び役職、署名、日付）

台帳の作成者は森林局職員、検査者は地域森林事務所長とする。

C.請負業者及びライセンス保持者情報

森林局職員は、樹木タグ番号・木材生産管理台帳にライセンス保持者、請負業者の名前及び住所、永久保存林の名称、コンパートメント番号、コンパートメントの面積、森林管理区域の面積、ライセンス対象区域の面積、ライセンス番号、管轄する地域森林事務所名、森林管理区名並びに森林検査ステーション名を記載する。

D.タグを付けた樹木の概要

樹木タグ番号・木材生産管理台帳では、頁別に伐採対象木、母樹、保護樹別に情報を管理する。

森林局職員は、樹木タグ番号・木材生産管理台帳にタグを表示した樹木の、樹種区分別（①Chengal (*Neobalanocarpus heimii*)、樹脂産出樹種（②フタバガキ科、③非フタバガキ科、④非樹脂産出樹種）の本数、合計材積、本数割合及び材積割合を記載する。その他、基本情報として永久保全林の名称、コンパートメント番号、面積、森林管理区名、樹種区分別許容伐採基準値¹³を記載する。

E.タグ表示・木材生産管理に係る基本情報

タグ表示・木材生産管理に係る基本情報により、伐採木の特定に使用した森林局の刻印の番号及び有効なタグの番号を確認できる。

この情報は、伐採木・母樹・保護樹別に樹木タグ番号・木材生産管理台帳の頁を分けて作成する。

¹³ 「〇〇cm以上の木でないと伐採対象としてはならない。」という基準値。

タグ表示・木材生産管理台帳には、伐採木の特定に使用した森林局の刻印の番号、使用したタグの番号（開始番号、最終番号）の他、タグを表示した立木の本数、ha 当たりの立木本数及び材積及び合計材積を樹種区分別に記載する。その他、基本情報として森林地域の名称、森林管理区の名称、永久保全林の名称、コンパートメント番号、森林管理区名及び樹種区分別許容伐採基準値並びにライセンス番号、ライセンス区域面積、ライセンス保持者及び請負業者の名前と住所、ライセンスの有効期間及び担当森林検査ステーション名を記載する。

F. 樹種別タグ表示情報

樹種別タグ表示情報により、タグを表示した立木の樹種別本数及び材積が確認できる。この情報は、伐採対象木、母樹、保護樹別に頁を分けて管理し、これらは樹種区分別表により整理する。

樹種別にタグを表示した樹種のコード、樹種名、本数及び合計材積を記載し、この他に基本情報として、森林地域の名称、永久保全林の名称、コンパートメント番号、森林管理区名及び樹種区分別許容伐採基準値を記載する。

G. 樹種別径級別本数及び材積推定値の概要

台帳には、樹種別に5 cm括約による径級別本数及び合計材積を伐採対象木、母樹、保護樹別に頁を分けて作成する。母樹及び保護樹については、胸高直径 30 cm以上の木を全て台帳に掲載する。

H. 母樹目録

母樹目録により、タグ表示された全ての母樹の個体別タグ番号、所在地及び規格（胸高直径）が確認できる。

母樹目録には、個体別に、タグ番号、樹種名、胸高直径、林班及び小林班の番号を記入する。その他、基本情報として、森林地域の名称、永久保全林の名称、コンパートメント又はサブコンパートメントの番号、面積、樹種区分別許容伐採基準値とともに、タグ表示に係る情報としてタグを表示した樹木の林班及び小林班の総数、タグ表示を行った年月日並びにタグを表示した作業班のチームリーダーの氏名と役職が記載される。

I. 保護樹目録

保護樹目録により、タグを表示した全ての保護樹の個体別タグ番号、所在地及び規格（胸高直径）を確認できる。

記載内容及び方法は、母樹目録と同様である。

J. 森林検査ステーションでの丸太検査結果詳細

この情報により、森林検査ステーションで検証が行われた全ての丸太の樹種、寸法及びタグ番号の照合並びに一本の丸太を玉切して複数の玉を生産したときは、同一伐採木から採取する予定の玉数と、森林ステーションに搬送されてきた丸太の玉数の照合及び検査の実施状況の確認ができる。

丸太検査結果詳細には、タグ表示をした伐採木別に、次の情報を記載する。

- | | |
|-----------------|--------------------|
| ① 通し番号 | ⑧ 材長 |
| ② 樹種名 | ⑨ 丸太直径 |
| ③ タグ番号 | ⑩ 丸太材積 |
| ④ 胸高直径 | ⑪～⑫ ⑧から⑩の繰返し |
| ⑤ 材積 | ⑬ 同伐採木から採取した合計丸太本数 |
| ⑥ 採取可能な丸太の数（玉数） | ⑭ 同伐採木から採取した合計丸太材積 |
| ⑦ 等級 | ⑮ 備考 |

森林検査ステーションでは、丸太の検査をする前に、上記項目の①から⑦まで（必要に応じて項目⑮を含む）の情報をコンピュータに入力している。このため、①から⑦までの検査は、コンピュータで印刷したシートの情報と現物を照合しながら行い、項目⑧から⑮までの情報は手書きで台帳に記入する。項目①から⑦の事前情報と検査結果に齟齬があったときは、伐採現場を確認した上で正確な情報を記載し、必要に応じて事前情報の修正を行う。



丸太の材長が長い場合、輸送のために丸太を複数の玉に切り分けた場合は、樹木タグ番号に枝番を付ける。この場合は、KDD2019番の丸太を玉切した二番目の玉であることでの表示である。

写真 4.1.c7 枝番を付けた樹木タグ (右)

NUMBER	MS PENNDAH	M3	BAY 10%	CUBA
17204	MLK 02008	19.28	192.80	541.94 ✓
17204	MLK 02009	20.06	200.60	616.47 ✓
17204	MLK 02010	17.87	178.70	678.13 ✓
17204	MLK 02011	20.83	208.30	1047.98 ✓
17204	MLK 02012	18.48	184.80	774.35 ✓
17204	MLK 02013	21.14	211.40	1145.75 ✓
BAY 10 CUBA = RM 6134.54				
207204	MLK 02014	16.94	169.40	582.89 ✓
207204	MLK 02015	19.15	191.50	704.05 ✓
207204	MLK 02016	18.92	189.20	606.08 ✓
207204	MLK 02017	17.91	179.10	580.21 ✓
BAY 10 CUBA = RM 2600.51				
BAY 10 CUBA = RM 10000.00 MS 0204				
BAY 10 CUBA = RM 15,600.54				
17206	MLK 02018	16.01	160.10	505.43 ✓
17206	MLK 02019	18.01	180.10	708.91 ✓
17206	MLK 02020	18.21	182.10	482.12 ✓
BAY 10 CUBA = RM 11,993.65				
17206	MLK 02021	20.84	208.40	935.24 ✓
17206	MLK 02022	13.86	138.60	206.80 ✓

写真 4.1.c8 供託金管理台帳

c. 森林検査ステーション

伐採した丸太は、森林検査ステーションで森林局の検査を必ず受けなければならない。

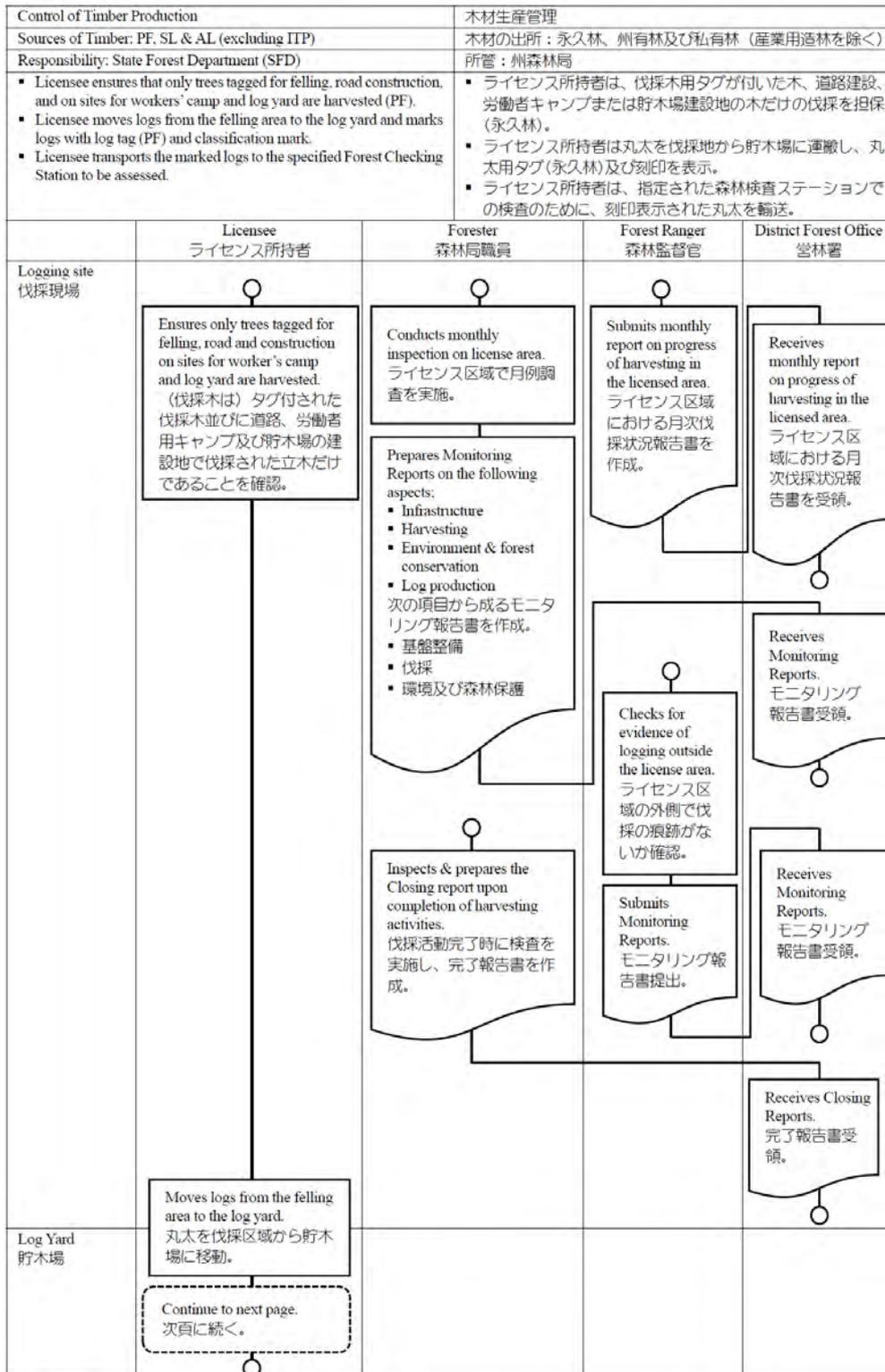
森林局職員は、森林検査ステーションに到着した丸太の検査を行う。検査はトラックの荷台上で、丸太タグ番号と樹木タグ番号・木材生産管理台帳との照合、丸太の末口直径及び材長の測定並びに樹種の確認及び記録を行う。森林局職員は、これらの作業結果からライセンス所持者が納付するロイヤリティ及び手数料を積算し、ライセンス所持者に伝達する。

ライセンス所持者は、森林局職員が積算したロイヤリティ及び手数料を供託金又は銀行振込により納付し、森林局職員はライセンス所持者のロイヤリティ及び手数料の納付を確認した上で、丸太の移動に必要な移動許可書を発行¹⁴するとともに、発行した移動許可書の概要を記録する。

なお、ロイヤリティ及び手数料は、あらかじめ森林局に供託金として納付するのが一般的である。森林検査ステーションの森林局職員は、ライセンス所持者の供託金残高を供託金管理台帳により管理している。森林局職員が算出したロイヤリティの額が台帳上の供託金残高を下回っているときは、台帳の残高からロイヤリティの額を差し引いてロイヤリティを徴収する。一方で、台帳の残高が算出したロイヤリティの額を下回るときは、森林局職員はライセンス所持者が供託金を追加納付するまで丸太を森林検査ステーションに留め置く。

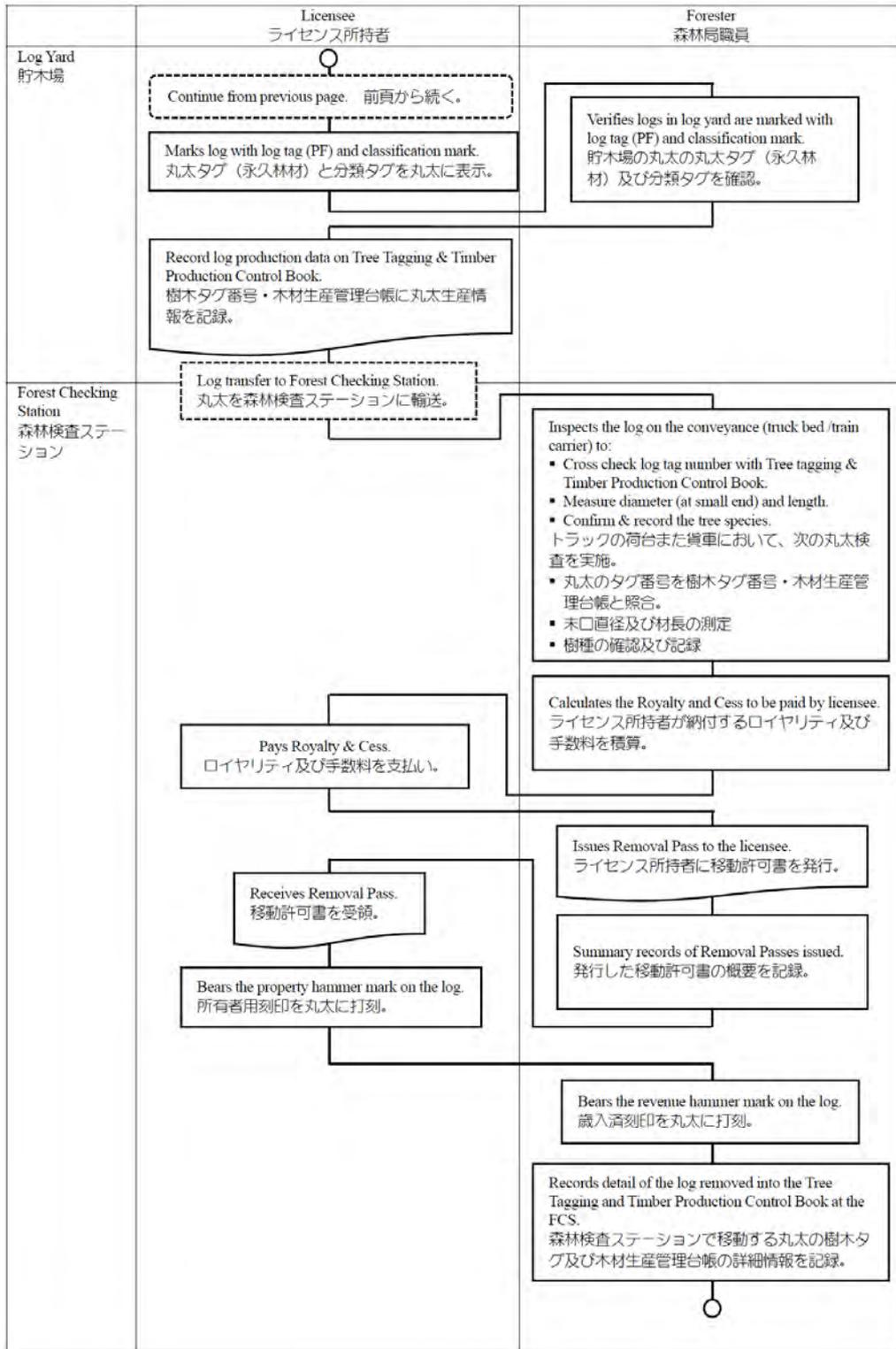
移動許可書を受領したライセンス所持者は、丸太に所有者用刻印 (Property Hummer Mark)

¹⁴ 国家林業法第 70 条の規定に基づき発行。



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c14 永久林、州有林及び産業用造林以外の私有林での木材生産管理手続き



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c14 永久林、州有林及び産業用造林以外の私有林での木材生産管理手続き（続き）

B.産業用造林（永久林、州有林及び私有林）における木材生産管理

a.伐採地

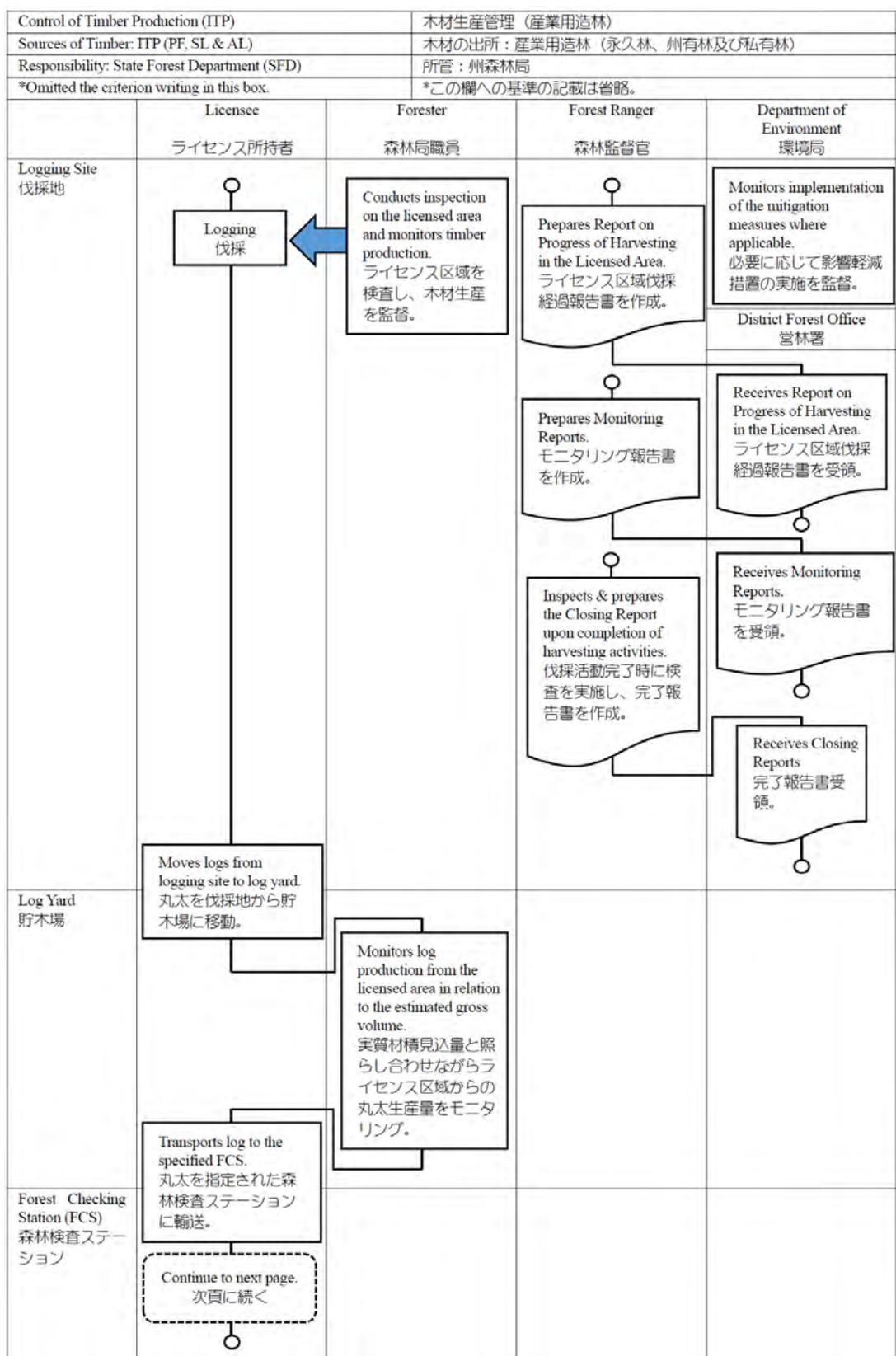
森林局職員は、ライセンス所持者の木材生産を監督する。そして、森林監督官はライセンス区域伐採経過報告書及びモニタリング報告書を作成し、営林署に提出する。さらに森林監督官は、伐採作業が完了したときは、伐採現場の検査を行い、完了報告書を作成して営林署に報告する。

b.貯木場

ライセンス所持者は、伐採した丸太を貯木場に集荷する。森林局職員は、集荷された丸太の実質材積見込量とライセンス区域からの丸太生産量を目視によりモニタリングする。森林局職員によるモニタリングが完了した後、ライセンス所持者は、丸太を森林検査ステーションに輸送する。

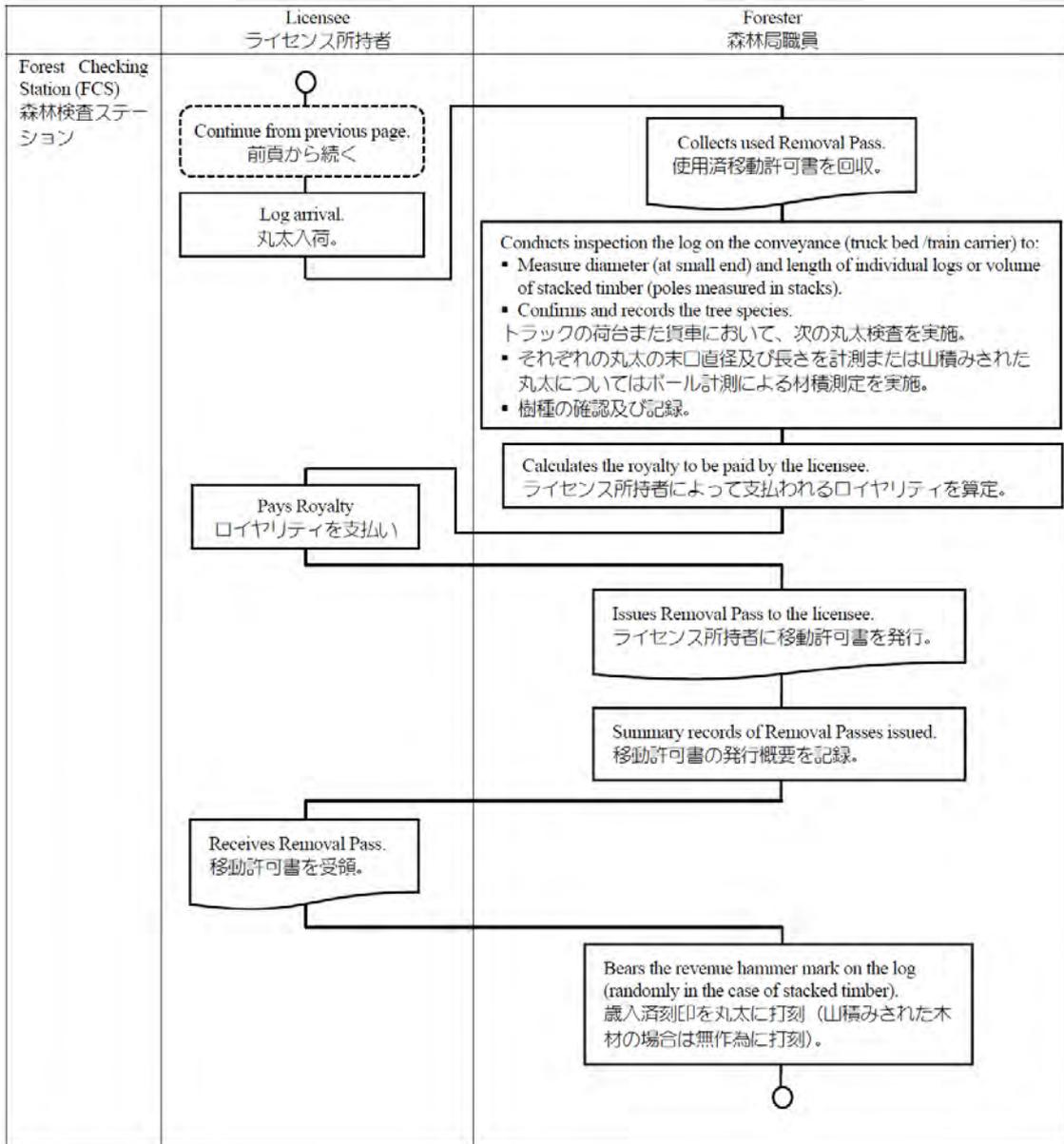
c.森林検査ステーション

森林局職員は、森林検査ステーションに丸太が到着すると、これまで使用してきた移動許可書を回収し、トラックの荷台において山積みされた丸太については、ポール計測による材積測定を、山積みされていない丸太については、末口直径及び材長を測定するとともに、樹種を確認してこれら計測結果を記録する。



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c15 産業用造林（永久林、州有林及び私有林）における木材生産管理手続き



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c15 産業用造林（永久林、州有林及び私有林）における木材生産管理手続き（続き）

【証明書及び手続書類】

木材生産管理に要する証明書及び書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c19 木材生産管理に要する証明書及び手続書類

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
PF, SL, & AL (excluding ITP) 永久林、州有林及び私有林（産業用造林を除く） Documents for Royalty & Fees are on the Table of principal 3. ロイヤリティ及び手数料の支払いの書類は基準3の表に掲載。	Monitoring Report (aspects infrastructure, harvesting, environment and forest conservation, and log production) モニタリング報告書（基盤整備、伐採、完工及び森林保護並びに丸太生産を報告）	Forester 森林局職員	District Forest Office 営林署
	Monitoring Report (Checking for evidence of logging outside the license area) モニタリング報告書 （ライセンス区域の外側で伐採の痕跡がないか確認し報告）	Forest Ranger 森林監督官	District Forest Office 営林署
	Monthly Report on Progress of Harvesting 月次伐採状況報告書	Forest Ranger 森林監督官	District Forest Office 営林署
	Closing Report 完了報告書	Forester 森林局職員	District Forest Office 営林署
	Tree Tagging & Timber Production Control Book 樹木タグ番号・木材生産管理台帳	Licensee (Manageing) ライセンス所持者	Forester (for inspection) (add the detail data on the book) 森林局職員（検査）（台帳に詳細データを追加）
	Removal Pass (Issued at Forest Checking Station) 移動許可書（丸太検問所で発行）	Forester 森林局職員	Licensee ライセンス所持者
ITP (PF, SL & AL) 産業用造林（永久林、州有林及び私有林） Documents for Royalty & Fees are on the Table of principal 3. ロイヤリティ及び手数料の支払いの書類は基準3の表に掲載。	Report on Progress of Harvesting in the License Area ライセンス区域伐採経過報告書	Forest Ranger 森林監督官	District Forest Office 営林署
	Monitoring Reports モニタリング報告書	Forest Ranger 森林監督官	District Forest Office 営林署
	Closing Report (for logging) 完了報告書（伐採作業）	Forest Ranger 森林監督官	District Forest Office 営林署
	Used Removal Pass (Collected at Forest Checking Station) 使用済移動許可書（丸太検問所で回収）	Licensee ライセンス所持者	Forester 森林局職員
	Removal Pass (Issued at Forest Checking Station) 移動許可書（丸太検問所で発行）	Forester 森林局職員	Licensee ライセンス所持者

資料・監修：マレーシア木材産業庁

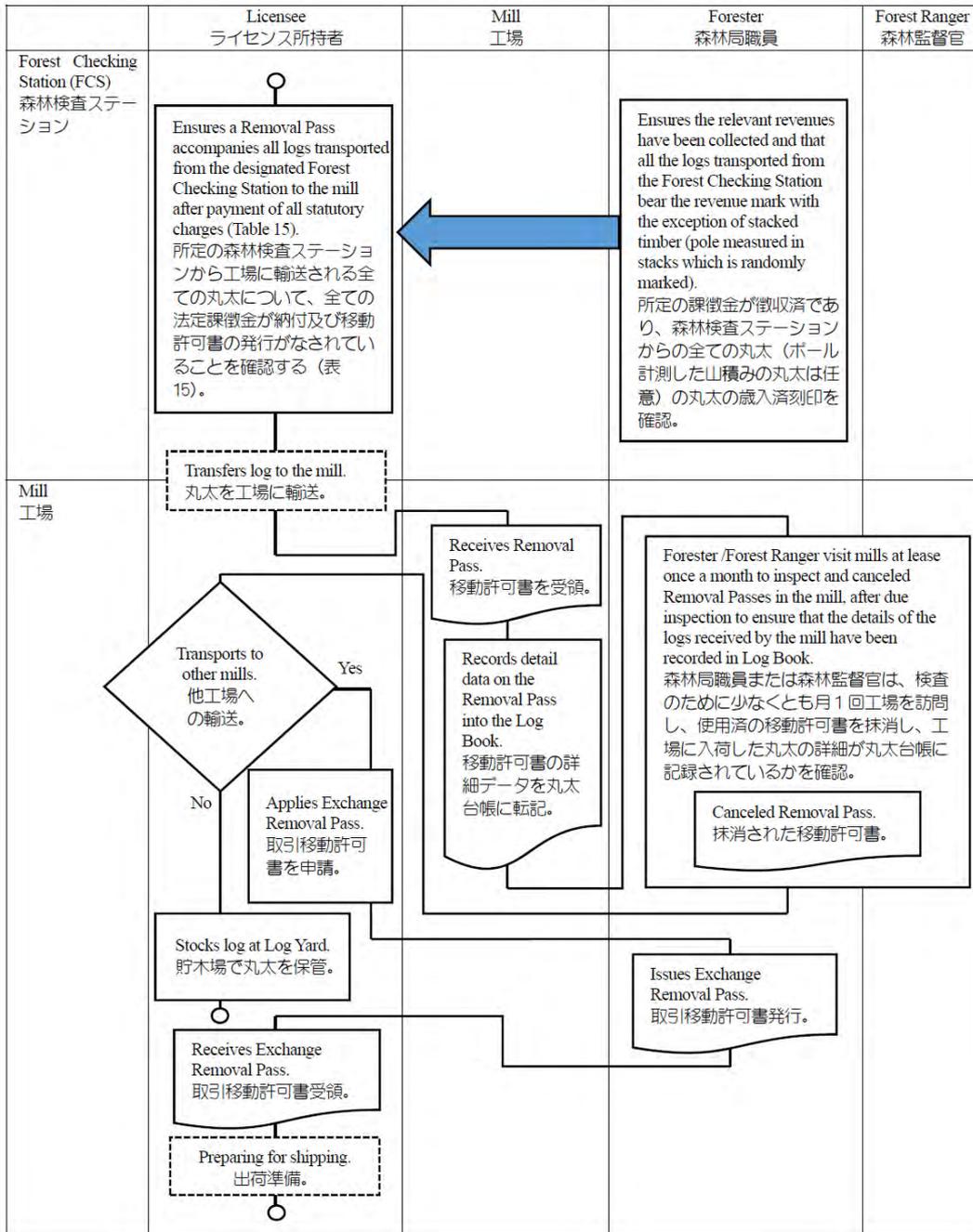
⑥丸太輸送

ライセンス所持者は、全ての課徴金を納付した後に定められた森林検査ステーションから工場に輸送する全ての丸太の移動許可書を申請しなくてはならない。

工場は、丸太が入荷すると、トレーラーの運転手が携行してきた移動許可書を受領し、その詳細データを丸太台帳に転記する。森林局職員は、工場で使用済の移動許可書を回収し、その効力を抹消するとともに、丸太台帳に同許可書の記載内容が適正に転記されているか確認する。

工場が入荷した丸太を他の工場に輸送するときは、森林局職員に取引移動許可書を申請し、その許可書を受領してから、出荷の準備を行う。

Log Transportation	丸太輸送
Sources of Timber: PF, SL & AL (excluding RW from SL & AL)	木材の出所: 永久林、州有林及び私有林 (州有林及び私有林からのゴム材を除く)
Responsibility: State Forest Department (SFD)	所管: 州森林局
<ul style="list-style-type: none"> Licensee transports logs from log yard to Forest Checking Station only from 7:00 am to 7:00 pm. Licensee ensures that all logs transported from the designates Forest Checking Station to the mill are accompanied by a Removal Pass after payment of all statutory charges. Removal Pass is valid for only 24 hours from time od issuance. 	<ul style="list-style-type: none"> ライセンス所持者が丸太検問所に丸太を輸送する時間は、午前7時から午後7時まで限定する。 ライセンス所持者は、全ての課徴金を納付した後に、定められた森林検査ステーションから工場に輸送する全ての丸太の移動許可書を申請しなくてはならない。



資料・監修: マレーシア木材産業庁

図 4.1.c16 丸太輸送

【証明書及び証拠書類】

丸太の輸送に要する証明書及び証拠書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c20 丸太輸送に要する証明書及び証拠書類

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
PF, SL & AL (excluding RW from SL & AL) 永久林、州有林及び私有 林（州有林及び私有林か らのゴム丸太を除く）	Removal Pass 移動許可書	Licensee ライセンス所持者	Mill 工場
	Log Book (Record detail data on the Removal Pass) (Managed by the Mill.) 丸太台帳（移動許可書の詳細データを記 録）（工場が管理）	Mill 工場	Forester / Forest Ranger 森林局職員または森林監 督官
	Removal Pass (Canceled) 移動許可書（抹消済）	Mill 工場	Forester / Forest Ranger 森林局職員または森林監 督官
	Exchange Removal Pass (for log transfer to other mills) 取引移動許可書（その他の工場に丸太を 輸送するときに使用）	Forester 森林局職員	Mill 工場

資料・監修：マレーシア木材産業庁

⑦労働安全衛生

永久林、州有林及び私有ゴム再造林地で労働者を雇用して事業運営を行う雇用者には、次の表の「雇用者の義務」の欄に列挙した義務が課される。

職業安全衛生局（DOSHS）は森林局とともに、伐採作業を行う事業所に対し伐採作業の安全衛生に係る不定期検査を行っている。雇用者の違反行為が判明したとき職業安全衛生局は、違反の程度に応じて警告書、改善通告書又は禁止通告書を発し、雇用者に改善措置の実施を命じ、後日、再検査を行って違反行為の解消を確認している。

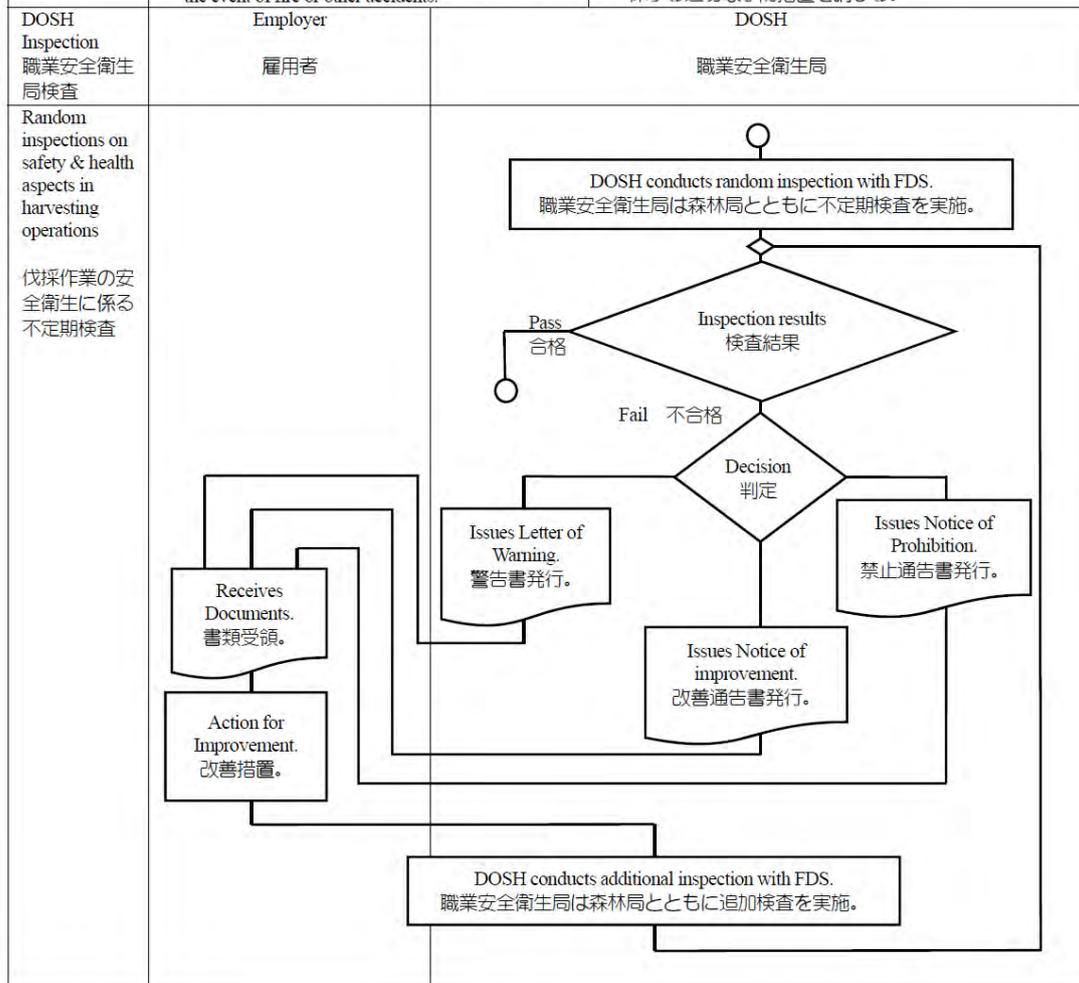
社会保障機構（SOCSSO）は、雇用者による全ての労働者に係る保険料又は拠出金を納付及び 1969 年労働者社会保障法要求事項の遵守がなされているかを定期調査により確認している。

さらに雇用者には、事故及び労働災害が生じたときの社会保障機構、労働安全衛生局及び労働局への報告が義務づけられている。社会保障機構は、事故及び職業病に関する報告を受領したときは、必要に応じて調査を行って、検査案件別に改善措置をとった報告書を作成するとともに 1969 年労働者社会保障法による所定の保障措置を決定し、社会保障を行う。

労働局は、雇用者の 1952 年労働災害保障法に基づき全ての外国人労働者への付保並びに労働者の負傷の有無及び 1952 年労働災害保障法で規定する保障を確認する調査を継続的に実施している。

Worker Safety & Health	労働安全衛生
Sources of Timber: PF, SL, AL & RW-R (AL)	木材の出所: 永久林、州有林及、私有林及び私有ゴム再造林地 (私有地)
Responsibility: Department of Occupational Safety and Health (DOSH) Department of Labor (DoL) Social Security Organization (SOCSCO)	所管: 職業安全衛生局 労働局 社会保障機構
*Omitted the criterion writing in this box.	*この欄への基準の記載は省略。

Employer's Obligation 雇業者の義務	<ul style="list-style-type: none"> ▪ Pays insurance premium /contribution for all workers. ▪ Provides adequate training on safety measures /personnel protective equipment. ▪ Undertakes remedial measures as directed by relevant authorities (DOSH & SFD). ▪ Submits appropriate report to DOSH /DoL in a timely manner as required. ▪ Reports to SOCSCO, DOSH & DoL on accident related to employment immediately. ▪ Maintains monthly records of contribution to SOCSCO. ▪ Maintains records of worker's training on safety and health showing what training was conducted who attended and any certificates were awarded. ▪ Ensures adequate precaution for worker's safety in the event of fire or other accidents. 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 全ての労働者に係る保険料または拠出金を納付する。 ▪ 安全措置または保護具の適切な訓練を行う。 ▪ 関係当局（職業安全衛生局及び森林局）の指示による是正措置を実施する。 ▪ 指定期内に職業安全衛生局または労働局に適切な報告書を提出する。 ▪ 雇用に係る事故の報告は、社会保障機構、職業安全衛生局及び労働局に直ちに報告する。 ▪ 社会保障機構への納付に係る月別記録を更新・保管する。 ▪ 労働者の安全衛生訓練について、どのような訓練を実施し、誰が参加し、どのような認定を行ったか記録を更新・保管する。 ▪ 火災、その他の事故が生じたときの労働者の安全を担保する適切な予防措置を講じる。
---------------------------------	---	--



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c17 労働者の安全衛生